## 各国での日本語商標の扱いについて

2023年6月27日

執筆者 弁理士 岡田充浩

#### 1 概要

近時、海外市場で商品の高品質をアピールするため、現地で日本語商標を登録し、日本製品であることを暗示させるプロモートがなされています。一方、現地の特許庁では、日本語商標は、自国の文字商標と異なる審査基準が採用されています。本稿では、各国での外国語商標の扱いについて御紹介を致します。

#### 2 各国での外国語商標の扱い

#### 2. 1 台湾

台湾では、日本からの商標出願が多く、街中には日本語の看板や広告宣伝等が見受けられます。台湾では、日本語商標は、自国の文字商標とほぼ同様に扱われ、特許庁の商標データベースでは、日本語による検索が可能です。

## 1) 日本語商標の識別性の存否判断

識別性の存否判断では、日本語の観念が考慮され、観念が通用名称や一般的な説明用語に該当する場合や、スローガンやキャッチコピー等の広告用語に該当する場合、識別性を欠くとして商標登録が拒絶されます。

#### 2) 日本語商標の類否判断

商標の類否判断では、日本語は、観念が生じない表音文字とみなされ、日本語の称呼及 び外観が重視されます。但し日本語の観念が台湾の一般需要者に周知である場合は、例外 的に日本語の観念が考慮されます。また特殊な外観的装飾を備える日本語については、外 観が考慮されます。

#### 2. 2 中国

## 1) 外国語商標の類否判断

中国では、アルファベット文字の外国語商標は、自国の文字商標とほぼ同様に扱われ、類否判断等において、称呼・外観・観念が総合的に考慮されます。但し中国の一般消費者が認識できないアルファベット文字は、称呼及び観念が生じない造語と扱われます。

一方、非アルファベットの外国語商標は、称呼及び観念が生じない図形として扱われます。但し日本語商標については、同じ漢字文化圏の言語として、日本語(仮名)が中国語(漢字)とみなされて審査された事例があります。

#### ・1又は2つのアルファベット文字/数字からなる外国語商標

以下のように、アルファベット文字等の字体やデザインが相異するが、商標の全体的な 外観が類似する場合、類似商標と判断されます。



但しアルファベット文字等の字体が一般的でなく、且つ字体が明らかに相異して、商標の全体的な外観が明らかに相異する場合、類似と判断されません。

# M & 🗭

### ・3つ以上のアルファベット文字からなる外国語商標

アルファベット文字が個々に相異するが、全体的に観念がない又は観念に明らかな相異がない場合、類似商標と判断されます。

但し以下のように、アルファベット文字の語頭部分が相異し、商標間の全体的な相違が明らかな場合、類似商標と判断されません。

LOVE と EOVE (観念:愛 と 意味なし)

RELGAN と SELGAN (観念 意味なし と 意味なし)

またアルファベット文字が個々に相異し、全体的な観念が相異して、商標間の全体的な相違が明らかな場合も、類似商標と判断されません。



#### ≥ HOUSE

また同一のアルファベット文字が異なる順序で配置され、商標間の全体的な相異が明らかな場合も、類似商標と判断されません。



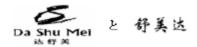
## ・2つ以上のアルファベット文字の語からなる外国語商標

以下のように、アルファベット文字が異なる順序で配置されるが、商標の全体的な観念 に明らかな相異がない場合、類似商標と判断されます。

# (例 1) HAWKWOLF と WOLFHAWK

#### ・アルファベット文字と中国語(漢字)との結合商標

以下のように、中国語(漢字)部分が商標全体の要部である場合であって、同一又は類似するときは、アルファベット文字部分の類否に言及されることなく、類似商標と判断されます。



## ・その他のアルファベット文字の外国語商標

アルファベット文字が、単数形と複数形/動名詞/略語/比較級と最上級/品詞/冠詞の追加/接続詞の追加/前置詞の追加等で相異するが、商標の表現が基本的に同一である場合、類似商標と判断されます。

原則、アルファベット文字は、称呼及び観念が生じない造語と扱われます。但し以下のように、アルファベット文字を中国の一般消費者が認識できる場合、称呼及び観念を有する文字商標として判断されます。

#### MEN'S WEARHOUSE

(※目にする機会が多く、中国の一般消費者が「男のたんす」と容易に認識できる。)

#### ・非アルファベット文字の外国語商標

非アルファベット文字は、称呼及び観念が生じない図形と扱われます。但し非アルファベット文字を中国の一般消費者が認識できる場合、称呼及び観念を有する文字商標として判断されます。

## ・非アルファベット文字(仮名)のみからなる外国語商標

仮名のみからなる商標は、図形商標として扱われます。但し同じ漢字文化圏の言語として、以下のように、仮名が中国語と認識されて審査された事例があります。

## 「トモエ」 (出願No.19652325) は、漢字の「トモエ」として認識された

## ・非アルファベット文字を含む外国語商標

非アルファベット文字と、漢字(簡体字、繁体字、和製漢字、異体字)/アルファベット文字との結合商標では、漢字/アルファベット文字が要部とされた場合、仮名に言及されることなく判断されるときがあります。

#### 2.3 香港

香港では、外国語(英語及び中国語以外の言語)商標については、出願の際、当該外国語の翻訳・翻字を提出しなければなりません。

## 1) 外国語商標の識別性の存否判断

提出された、翻訳・翻字・音訳等を考慮し、判読できない外国語の単語又は字体を含む 外国語商標は、識別性を欠くと判断されます。

但し識別性を欠く外国語商標であっても、外国語の意味を理解するための証拠が考慮されることがあります。

また外国語が、商品役務を表す英語や中国語に似ている場合、記述的意味合いが強いと判断されます。

また外国語が、識別性を欠く英語又は中国語と併記される場合、英語又は中国語の翻訳と見做され、識別性を欠くと判断されます。

#### 2) 外国語商標の類否判断

原則、商標の称呼・外観・観念夫々を総合的に考慮し、商標が創出する全体印象に基づき、商標類否が判断されます。なお異なる言語で表現される商標は、商標の全体印象が異なる可能性が高いため、類似とみなされない可能性が高いとされます。

#### 2. 4 タイ

タイでは、外国語商標については、出願の際に、当該外国語の翻訳・音訳・発音・これらの証明証拠を提出しなければなりません。音訳とは出願商標をタイ語アルファベットで表現したものです。発音とは出願商標の発音を音で表現したものです。証明証拠は、一般的な辞書、信頼できる翻訳機関による翻訳とされています。これらの情報源は、正しい翻訳や音訳が審査官自らの手で再調査され、不一致な情報があれば出願人に修正指示が出されます。

### 1) 外国語商標の類否判断

提出された、翻訳・音訳・発音・これらの証明証拠に基づき、商標の外観による調査・ 商標のタイ語の発音による調査・商標の英語の発音による調査・商標の外国語の発音によ る調査が夫々行われます。

日本語(片仮名・平仮名・漢字)の商標は、称呼及び観念を有する文字商標と扱われ、例えば称呼のみが類似する場合には類似商標と判断されます。

更に中国語文字と日本語文字を示す、ウィーン図形分類コード夫々を用いて、図形/非アルファベット文字の調査が行われます。例えば、異なる片仮名・平仮名・漢字からなる日本語商標であっても、タイ語の音訳/発音や、商標全体の外観が類似する場合には類似商標と判断されます。

#### 2) 外国語商標の識別性の存否判断

日本語(漢字・片仮名・平仮名)は、観念及び称呼を有する文字商標と扱われます。識別性の存否では、提出された翻訳・辞書・信頼できる翻訳機関による翻訳・インターネット情報・その他の情報源に基づき、日本語のタイ語訳が記述的表示であるか否かが判断されます。当該判断では、一般的なタイ人が直ちに理解し得るか否かの結果が考慮されない、とされています。

## 2.5 その他

その他、韓国、シンガポール、マレーシア、ベトナム等での外国語商標の扱いについて は誌面の頁数の関係から割愛致します。

## 3 むすび

商品の高品質をアピールするために、現地で日本語商標を登録することは、大切なファクターです。

しかしながら BRICs 等の新興国市場では、高品質の商品が常に求められるわけでなく、年齢・所得・身分に応じて要求される商品の品質や価格帯が異なります。これらの情報を分析し、旨く反映させたプロモートで海外での売り上げを伸ばしているニュースを耳にします。現地でのニーズに応じたブランドを熟慮し、日本語商標に絞ること、最適なイメージを有する文字や図形を商標登録することが大切です。

以上